

## 病児・病後児保育事業委託（西部）事業者選定評価基準

### 1 基本事項

病児・病後児保育事業委託（西部）の事業者を公募し、申し込みのあった者の中から、別途定める「病児・病後児保育事業委託（西部）事業者選定委員会設置要領」に基づき設置する選定委員において、優先交渉権者を選定するための評価方法及び基準を定めるものである。

### 2 評価方法について

選定委員は、別表「病児・病後児保育事業委託（西部）事業者選定評価基準表」に従い、基礎点と加算点についてそれぞれ評価・採点を行う。

なお、基礎点については、「優れている」、「やや優れている」、「普通」、「やや劣る」、「劣る」の5段階で評価・採点をするものであり、加算点については特定の要件を満たす場合にのみ点数を加算するものとする。

加算点6「見積額について」の価格点の採点は、最低提案価格を5点満点とし、以下は契約上限額との価格差に応じて傾斜配分とする。（小数点以下は切捨てとする。）

・価格点＝5点×（参加業者中最低提案価格／当該業者提案価格）

### 3 配点について

各選定委員の配分される評価基礎点は130点満点とし、これに加算点（40点満点）を加えた点数を評価点（170点満点）とする。

### 4 選定の方法

- (1) 「病児・病後児保育事業委託（西部）事業者選定評価基準表」により総合的に判断し、評価点の合計が最も高い者を最優秀提案者として受託候補者と決定する。また、次に評価点の合計が高い者を優秀提案者とし、最優秀提案者が辞退等の場合は、受託候補者と決定する。
- (2) 同点の場合は、選定委員会で協議し、最優秀者又は優秀者を決定する。
- (3) 企画提案書等を提出した者が1者の場合でも、適当でないと認められる場合は、受託候補者としなないことがある。
- (4) 評価基礎点の合計が各選定委員に配分された評価基礎点満点の合計の6割に満たない場合は、応募者が1者の場合であっても、受託候補者として選定しないものとする。
- (5) 評価基礎点の評価の視点のうち、同一の評価の視点で2人以上の選定委員が「劣る」と評価した場合においては、評価基礎点満点の合計の6割を満たしていても、受託候補者としなないこととする。